## 5. ビルピット排水の悪臭対策方法の提案

前述のとおり、ビルピット排水に起因するマンホールや公共汚水桝等下水道施設から の悪臭苦情には、法的拘束力のある悪臭防止法の適用が有効である。

しかしながら、多くの自治体では悪臭防止法を扱う環境部局等と下水道管理部局とが 別組織になっていることから、下水道の担当者が、悪臭防止法に基づく取り締まりを実 施することはできない。また、同法の適用にあたっては以下の課題がある。

- ①下水道管理担当者の施設立ち入りに制約がある。
- ②法に基づく測定方法(公定法)は試験コストが高く、また、結果がでるまでに時間を要す。
- ③臭気の発生場所やタイミングの予想が難しく、公定法では試験が空振りに終わる可能性がある。

以上のことから、臭気苦情対策手法としては、以下の事項に配慮する必要がある。

- ①下水道担当者の立入が容易なこと。
- ②計測が簡単で、即時に結果が分かること。
- ③臭気の経時変化が把握できること。

これを踏まえて、悪臭防止法に抵触していることが確実だという根拠を下水道部局で揃え、環境部局等に引き継ぐ手法(図-5.1)を提案する。

この手法は、簡易な拡散式硫化水素計を用い、下水道担当者が立ち入り可能な汚水桝のガス濃度を連続計測し、その結果を液相中の臭気指数や硫化水素濃度に換算することで、現場で簡単に悪臭防止法に抵触している恐れがあるかどうかを判定する。悪臭防止法に抵触していることが確認できれば、下水道部局としてビルピット管理者に試験結果を通知するとともに改善を要請し、改善の見込みがない場合には、下水道部局から環境部局に試験データを添えて法的指導を公式に要請するのが現実的であると考える。

なお、実際の自治体での対応にあたっては、下水道管理者がビル管理者に対し、汚水桝での気相中硫化水素濃度が任意の濃度を超えた時に、(環境部局に報告するまでもなく)悪臭防止法に違反している旨を伝えるだけで改善される場合も多々あると考えられる。なぜなら、ビル管理者がビルピットの改善を渋る理由の1つが、「法律に違反していないのに、改善に費用をかける理屈が立たない。」としているからである。

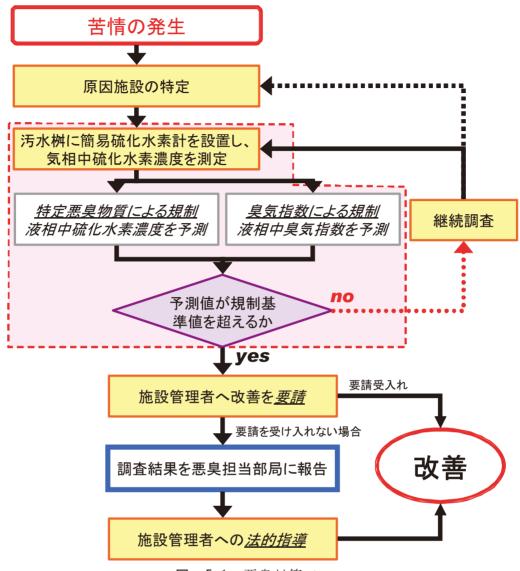


図-5.1 悪臭対策フロー